



中国地域の有線テレビジョン放送事業者からの裁定申請に関する 判断に当たっての基本的考え方（案）について

裁定の判断に当たっての基本的考え方(案)

- 今回の裁定申請は、いずれも同意期限切れのもの。裁定に当たっては、同意期限切れに至った状況等を踏まえつつ、有線テレビジョン放送事業者がこれまで講じた対応等に基づき、個々の再送信に関する「適格性」を判断することが適当か。その際、有線テレビジョン放送事業者のこれまでの対応も当然のことながら、現在や将来の認識や対応等も勘案して、個別に「適格性」を判断することが適当か。
- すなわち、
 - ・ 有線テレビジョン放送事業者が同意を得るための協議(必要に応じ地元放送事業者等との協議を含む。)を十分には行っていないか、客観的に同意が得られていないと考えられるにもかかわらず現在でも再送信を無断で継続されていたりなど、放送事業者の意に明確に反して再送信を行っている場合であって、現在や将来における何ら適正化に向けた措置が講じられていない(見込みを含む。)ときは、放送番組の編集等に当たって意図されていない地域等での再送信であり、放送番組の編集意図の歪曲のおそれがないとは言えない。このため、放送事業者が無断で意図せぬ地域で再送信を行っている有線テレビジョン放送事業者について、当該放送事業者の放送番組の再送信に当たっての「適格性」に問題がないとは言えないか。
 - ・ また、大分県のOCNの裁定に関する事例を踏まえ今後の社内のコンプライアンス体制の構築の有無を勘案するとともに、受信者の利益の保護の観点を経合的に勘案することは考えられるか。

< 具体的なポイント例 >

【過去の有線テレビジョン放送事業者の対応】

- 有線テレビジョン放送事業者は、同意の更新を適法に行おうとして、同意期限の更新に関する協議の申込みを行ったか否か。
- 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者から同意を得るための条件が提示された場合、それを満たすべく対応したか否か。
- 有線テレビジョン放送事業者が同意の更新に関する申込み等を行ったにもかかわらず、放送事業者から何ら回答がなかったり、再送信の停止要請等を行わなかった場合には、有線テレビジョン放送事業者として同意が継続していると判断したとすることに一定の合理性が認められるケースがあるか否か。

【現在における有線テレビジョン放送事業者の対応】

- 有線テレビジョン放送事業者が放送事業者から再送信を停止するよう明確に求められた場合であって、裁定の申請を行う時点で再送信の停止を行っているとき、有線テレビジョン放送事業者には、適正化を図ろうとするとともに、同意取得に向けて放送事業者の条件に対応しようとする意思が認められるか否か。

+

【将来における有線テレビジョン放送事業者の対応】

- コンプライアンス確保に関する体制等が整備され、今後同様の事態が発生しないことが担保されているか否か。

【受信者の利益の保護】

- 放送事業者の放送番組の再送信がなされなくなることによって、当該放送番組と類似のものを視聴する機会が一切奪われる等、有テ法の目的である「受信者の利益の保護」の観点から、考慮すべきことがあるか。

☆ 「適格性」に問題があれば、原則として、同意しないことにつき正当な理由があると認められるか。

過去に関する主な事項に関する事実認識(これまでの調査結果による)

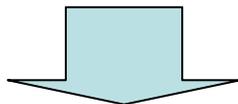


放送事業者	有線テレビジョン 放送事業者	再送信同意の更新に関する主な事実認識等		
		両者で共通している事実認識	両者で異なる事実認識	
			有線テレビジョン放送事業者側	放送事業者側
テレビ新広島	アイキャン Kビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・期限前の更新の申込みあり。 ・地元同意がない限り、同意できない旨表示。 ・有線テレビジョン放送事業者は地元同意に向けて協議中。 ・放送事業者は再送信を認識。 ・明示の再送信の停止要請なし。 		
広島ホームテレビ	アイキャン Kビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・期限前の更新の申込みあり。 ・地元同意を要件とし、放送事業者は不同意を明示していない。 ・再送信の停止要請なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放送事業者は再送信を認識していたはず。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同意書を発行していない以上、再送信されているとは認識していない。そのため、停止要請等は行っていない。
中国放送	アイキャン	<ul style="list-style-type: none"> ・不同意が文書で通知され、現在は、再送信を停止。 		
	Kビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・期限前の更新の申込みあり。 ・2005年に不同意の文書。 ・協議中に再送信停止要請あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・停止要請に対しては、長年日常的に視聴されてきた放送を中止することは加入者の利益を損なうとして、停止できない旨返答。 	—
広島テレビ	アイキャン Kビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・期限前の更新の申込みあり。 ・同意できない旨明示。 ・再送信の停止を求めているものの、協議に当たっては一旦停止することを提案。 	<ul style="list-style-type: none"> ・停止要請に対しては、長年日常的に視聴されてきた放送を中止することは加入者の利益を損なうとして、停止できない旨返答。 	—
テレビせとうち	三原テレビ 尾道ケーブル 東広島ケーブルメディア 山陰ケーブルビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・期限前の更新の申込みなし。 ・同意できない旨明示。 ・明示の再送信の停止要請なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申込みをしたところ、「同意書は出さないが、再送信を止めろとは言わない」と言われた(東広島については、「同意はしないが放送を止めるのは難しいだろう」)。 ・放送事業者は再送信を認識していたはず。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「止める必要はない」と答えたことに関して記録がない。 ・再送信をされていると認識していないため、停止要請はしていない。
	日本海ケーブルネットワーク 鳥取テレトピア 中海テレビ放送 鳥取中央有線放送 出雲ケーブルビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・原則期限前に更新の申込みあり。 ・同意できない旨明示。 ・放送事業者は再送信を認識。 ・明示の再送信の停止要請なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申込みをしたところ、「再送信同意はしないが、再送信を止めろとは言わない」と言われた(鳥取中央有線放送を除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「止める必要はない」と答えたことに関して記録がない。 ・同意をしていない以上、有線テレビジョン放送事業者の自らの判断で再送信を停止するものと考えていた。

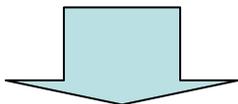
個別のケースに関する考え方①



○ 中国放送(対アイキャン)の再送信については、再送信の停止を求められ、現在は再送信の停止が行われていること。



☆ 該当する有線テレビジョン放送事業者(アイキャン)については、現在では、同意が得られないため、放送事業者の求めに応じて、再送信を行っていないところであり、いわば、過去の他の裁定申請と同様の状況にあると考えられる。また、一時期同意を得ずに再送信を行っていたことに対しては、今後、コンプライアンス体制を強化し、再発防止を行うとしており、「適格性」に問題があるとまでは言えないのではないか。

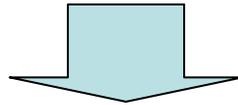


同意しないことにつき正当な理由があるとは言えないか。

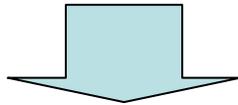


○ テレビ新広島の再送信については、

- ・ 期限前の更新の申込みあり。
- ・ 地元同意が得られない限り、同意できない旨は伝えられている。
- ・ 有線テレビジョン放送事業者は地元同意に向けて協議中。
- ・ 放送事業者は再送信がされていることを認識している。
- ・ そのうえで明示の再送信の停止要請なし。



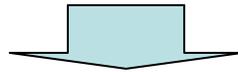
☆ 該当する有線テレビジョン放送事業者(アイキャン、Kビジョン)については、放送事業者から提示された同意に関する条件を満たすべく関係者と協議中であり、そのうえで、再送信の停止までは要請されていないことから、「適格性」に問題があるとまでは言えないのではないか。



同意しないことにつき正当な理由があるとは言えないか。



- 広島ホームテレビの再送信については、
- ・ 期限前の更新の申込みあり。
 - ・ 地元同意を要件とし、放送事業者は不同意を明示していない。
 - ・ 再送信の停止要請はない。



☆ 該当する有線テレビジョン放送事業者(アイキャン、Kビジョン)については、放送事業者から提示された同意に関する条件を満たすべく関係者と協議中であり、そのうえで、再送信の停止までは要請されていないことから、「適格性」に問題があるとまでは言えないのではないか。

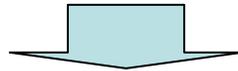


同意しないことにつき正当な理由があるとは言えないか。



○ 中国放送(対Kビジョン)の再送信については、

- ・ 期限前の更新の申込みあり。
- ・ 2005年に不同意の文書。
- ・ 協議中に再送信停止要請あり。



☆ 該当する有線テレビジョン放送事業者(Kビジョン)については、放送事業者から不同意を明示されたが、再送信の停止まで求める記述はなく、また、2007年4月の協議において、口頭で再送信の停止を求められているものの、再送信を継続して行っているなど、「適格性」の問題をどう考えるか。

☆ 一方で、Kビジョンは、協議において視聴者への影響から停止できない旨中国放送に対して答えているところ。



○ テレビせとうちの再送信については、

- ・ 期限前の更新の申込みあり。
- ・ 放送事業者は、同意できない旨伝えてはいるものの、明示の再送信の停止要請なし。



☆ 該当する有線テレビジョン放送事業者（三原テレビ、尾道ケーブルテレビ、東広島ケーブルメディア、山陰ケーブルビジョン、出雲ケーブルビジョン、日本海ケーブルネットワーク、鳥取テレピア、中海テレビ放送、鳥取中央有線放送）9社については、同意できない旨明示されているものの、再送信の停止等は要請されていない。

☆ また、9社のうち鳥取中央有線放送を除く8社については、テレビせとうちから、同意書は出せないが再送信を止める必要はない旨言われたと主張しているが、この点について、テレビせとうちは、記録がないとしている。

☆ なお、9社のうち7社（三原テレビ、尾道ケーブルテレビ、山陰ケーブルビジョン、出雲ケーブルビジョン、日本海ケーブルネットワーク、鳥取テレピア、中海テレビ）については、内部体制の見直しを明言しているところ。

【今後の対応】

- 両者の認識が一致しない、テレビせとうちの「再送信を止める必要はない」旨の発言について、「適格性」の判断に加味し得るか。
- 今後、確認すべきポイントはどこに重点を置くか。